（特定線量下業務従事者の被ばく限度）

**第二十五条の二**　（略）

2　事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の特定線量下業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第一項に規定する特定線量下業務従事者を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

3　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び特定線量下業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。）が受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

**第二十五条の三**　（略）

2　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

**第二十五条の四**　（略）

2～4　（略）

5　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を、第二項及び第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

6　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所においては、放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならない。

（事前調査等）

**第二十五条の六**　（略）

2　事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者（当該作業の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人）に明示しなければならない。

（診察等）

**第二十五条の七**　（略）

2　（略）

3　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

**附　則**

（特定施設等において放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者に関する特例）

**第四条の二**　特定施設等において電離放射線障害防止規則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者については、第十一条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第十四条及び第十五条（同条第一項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定を適用

（特定線量下業務従事者の被ばく限度）

**第二十五条の二**　（略）

2　事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の特定線量下業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条に規定するものを除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

（新設）

**第二十五条の三**　（略）

（新設）

（線量の測定）

**第二十五条の四**　（略）

2～4　（略）

（新設）

（事前調査等）

**第二十五条の六**　（略）

2　事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

（診察等）

**第二十五条の七**　（略）

2　（略）

（新設）

**附　則**

（特定施設等において放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者に関する特例）

**第四条の二**　特定施設等において電離放射線障害防止規則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者については、第十一条（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第十四条及び第十五条（同条第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合にお